

「東宝グループ人権方針」の制定および 「東宝憲章」「東宝グループ行動基準」の改定のお知らせ

当社は、今般、社会的要請として企業に求められている人権尊重に対する取組みとして、「東宝グループ人権方針」を制定いたしましたのでお知らせいたします。

また、東宝グループの企業理念である「東宝憲章」と東宝グループの役員・従業員の行動基準である「東宝グループ行動基準（旧：東宝人行動基準）」を改定しましたことを、あわせてお知らせいたします。

【「東宝グループ人権方針」の制定について】

当社は、東宝グループの事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重しなければならないと考え、そのための方針として、人権に関する国際的規範である「国際人権章典」※「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」※国連「ビジネスと人権に関する指導原則」※に準拠した「東宝グループ人権方針」を制定いたしました。

「東宝グループ人権方針」

1. 人権の尊重

私たち※は、創業者・小林一三の経営理念である「健全な娯楽を広く大衆に提供すること」に基づき、映画・アニメ・演劇・不動産などの事業を通じ、豊かな文化の創造・次世代への継承のために、お客様、東宝グループのすべての役員・従業員、ビジネスパートナー、株主を含むすべての人々の人権を尊重します。

2. 国際規範への準拠

私たちは、「国際人権章典」「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を支持します。東宝グループ人権方針の策定およびこれに従った事業の遂行は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づきます。

3. 適用法令の遵守

私たちは、自らが企業活動を行う国・地域で適用される法令を遵守します。

4. 適用範囲

東宝グループ人権方針は、東宝グループのすべての役員・従業員に適用されます。私たちは、ビジネスパートナーの皆様にも、東宝グループ人権方針を周知し、これを遵守していただくよう働きかけます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従い、人権デュー・ディリジェンスの仕組みの構築、実施、人権に関する課題の把握を行います。

6. 是正・救済

自らの企業活動により、人権に対する負の影響を与えてしまった場合、適切な手段を通じ、その是正に取り組みます。人権に対する負の影響を受けた方が利用できる通報窓口を適切に整備します。

7. 教育

東宝グループ人権方針の理解・実行・浸透・定着のため、東宝グループのすべての役員・従業員に対し、教育を継続的に行います。

8. 情報開示

東宝グループにおける人権尊重の取組みについて、東宝株式会社コーポレートサイトにおいて継続的に情報を開示します。

9. ステークホルダーとの対話・協議

ステークホルダーとの対話・協議を通じて、人権尊重の取組みを推進します。

- ※「国際人権章典」：国連総会で採択された「世界人権宣言」（1948年）と「国際人権規約」（1966年）の総称。
- ※「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」：1998年にILOで採択された中核的労働基準の実現を目的とする宣言。
- ※「ビジネスと人権に関する指導原則」：2011年に国連人権理事会で承認された、国家による人権保護、企業による人権尊重の具体化を目的とする国際基準。
- ※「私たち」：東宝グループのすべての役員・従業員。

【「東宝憲章」「東宝グループ行動基準」の改定について】

既存の「東宝憲章」「東宝人行動基準」に、近年社会的に重要度を増したテーマを加えるなどの改定を行いました。「東宝人行動基準」については、名称を「東宝グループ行動基準」と改称し、東宝グループ全体の行動基準であることを明確化し、項目を整理しました。

「東宝憲章」「東宝グループ行動基準」⇒ <https://www.toho.co.jp/company/info/philosophy>

以上